

浄化槽工事業登録の手引き

滋賀県土木交通部監理課建設業係

はじめに…

浄化槽工事業を営もうとする場合、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録（「**浄化槽工事業の登録**」）を受けなければなりません（浄化槽法（以下「法」）第21条）。

ただし、**建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の3種類に限る）を有している方は**、浄化槽工事業登録に代えて「**特例浄化槽工事業者の届出**」が必要になります（法第33条）。

目次

第1部 浄化槽工事業登録の概要

1 浄化槽工事業の登録とは ……………	1 頁
2 登録の有効期間 ……………	2 頁
3 登録のための要件 ……………	2 頁
4 登録の手続き ……………	3 頁
5 登録を受けたあとは ……………	5 頁
6 変更届の提出 ……………	6 頁
7 登録の更新 ……………	6 頁
8 廃業等の届出 ……………	7 頁
9 建設業許可を取得した場合 ……………	7 頁

第2部 特例浄化槽工事業者の届出

1 特例浄化槽工事業者の届出とは ………	8 頁
2 届出の手続き ……………	8 頁
3 届出の有効期間 ……………	9 頁
4 届出をしたあとは ……………	9 頁
5 変更届の提出 ……………	10 頁
6 廃業等の届出 ……………	10 頁
7 建設業許可を失った場合 ……………	10 頁

第3部 記載例 …………… 11 頁

第4部 様式集 …………… 24 頁

第5部 罰則について …………… 35 頁

※ 登録申請を行う場合は、監理課建設業係の窓口へ**直接持参**してください。

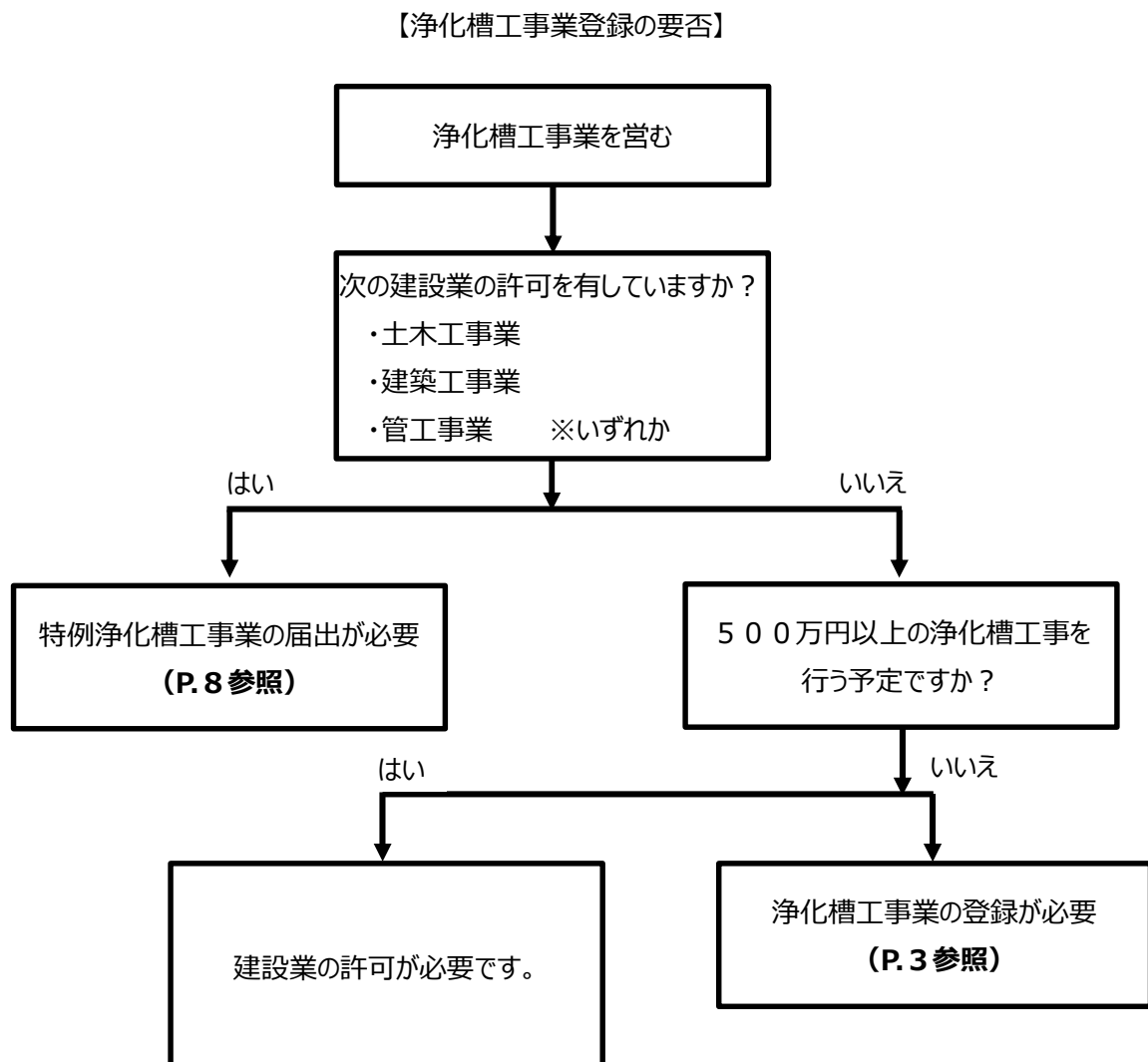
第 1 部 浄化槽工事業登録の概要

1 浄化槽工事業の登録とは

浄化槽工事業を営もうとする場合、当該業を行おうとする区域（工事を施工する区域）を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません（浄化槽法（以下、「法」という。）第 21 条第 1 項）。

したがって、複数の都道府県で浄化槽工事を行う場合には、浄化槽工事を受注、施工する前に当該工事を行うそれぞれの都道府県で登録を受ける必要があります。

なお、建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の 3 種類に限る）を有している方は、浄化槽工事業の登録に代えて特例浄化槽工事業者の届出が必要になります。



2 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です（法第21条第2項）。

引き続き浄化槽工事業を営む場合、5年ごとに登録の更新が必要です。（法第21条第3項）

※更新については、P.6を参照してください。

3 登録のための要件

浄化槽工事業の登録を受けるためには、下記の要件が必要です。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 営業所ごとに浄化槽設備士を置くこと② 欠格要件に該当しないこと |
|--|

① 浄化槽設備士の設置

浄化槽工事業を営む場合、営業所ごとに浄化槽設備士を置く必要があります（法第29条第1項）。この浄化槽設備士は、営業所に勤務してその職務に従事することが義務付けられていますが、場合によっては各工事現場で実地作業にあたることも認められています。また、テレワーク（WEB 会議システム、メール等のデジタル技術等の活用により、営業所で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間内において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）により営業所における職務に従事することが可能です。なお、デジタル技術等の活用により、生産性向上や円滑な連絡体制の確保が可能になることを踏まえ、他の営業所（他の浄化槽工事業者の営業所は含まない。）との兼務を行うことは可能（※）です。

※住所または浄化槽設備士がテレワークを行おうとする場所が、営業所の所在地から著しく遠距離にあり、社会通念上、通勤不可能な場合については、営業所に設置されていないものとして取扱います。

② 欠格要件に該当しないこと

登録申請書又はその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があるとき、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき、又は下表のいずれかに該当するときには、浄化槽工事業の登録を受けることはできません（法第24条第1項）。

1. 浄化槽法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
2. 浄化槽工事業の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
3. 浄化槽工事業の登録を取り消された法人において、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であり、かつその処分のあった日から2年を経過しない者
4. 都道府県知事より事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
5. 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
6. 浄化槽工事業に係る営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が上記1～5又は下記7のいずれかに該当するもの
7. 法人でその役員のうちに上記1～6のいずれかに該当する者があるもの

8. 浄化槽設備士を営業所ごとに置いていない者

9. 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者

4 登録の手続き

(1) 登録手続きの流れ

申請から登録に至るまでの流れは、次のとおりです。

① 申請書類の入手

第4部（P.24～）の「様式集」を複写して使用していただくか、下記アドレスからダウンロードしてください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/shinseisho/ha00b/kensetu/jyouka-shinseisho.html>

② 申請書類の作成

「提出書類の一覧」をご参照ください。

③ 申請書類の提出

登録申請を行う場合は、監理課建設業係の窓口へ**直接持参**してください。

■ 提出場所

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県土木交通部監理課建設業係（滋賀県庁新館5階）

■ 受付日時

受付日：月・水・金曜日（休日・閉庁日等は除く）

時 間：（午前）9：00～12：00 （午後）1：00～4：00

■ 提出部数

正本1部、副本1部（計2部）

※副本は、受付印を押印後、申請者様お控えとして後日、登録通知書とともにお返しいたします。

④ 申請の手数料

新規	31,000円
更新	25,000円

⑤ 受理・審査

受付窓口において申請書が「登録要件を満たしているか」「記入漏れはないか」「内容が適切か」「内容を裏付ける資料がそろっているか」等を確認します。

その際に申請内容について、担当者が質問をする場合がありますので内容を十分に理解されている方が来庁してください。

⑥ 登録通知

登録要件を満たしていること等が確認され、審査が終了すると、浄化槽工事業登録簿に記載し、登録完了となります。その後、登録通知書を申請者様あて送付いたします。

※登録の拒否：欠格要件に該当する場合、または申請内容の重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録が拒否されます。この場合、その理由を示して、申請者様あて登録拒否通知書を送付いたします。

（２）提出書類（新規・更新）

浄化槽工事業の登録を受けるには、下記に示す申請書類を、浄化槽工事業を営もうとする都道府県知事に提出する必要があります（正・副１部ずつ提出。※副本は、受付印を押印後、申請者様お控えとして後日、登録通知書とともにお返しいたします）。

【提出書類一覧（新規・変更）】

	提出書類	様式	備考
1	登録申請書	様式第１号	・「申請者」欄及び「氏名又は名称」欄について、個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を書くこと ・個人の場合で屋号がある場合は「営業所の名称及び所在地」欄に書くこと
2	誓約書	様式第２号	
3	浄化槽設備士 ・浄化槽設備士免状の写し ・浄化槽設備士証の写し	添付書類	・営業所ごとに置かれる浄化槽設備士（各営業所１名）が、浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面
4	登録申請者の調書	様式第３号	・個人の場合は本人について作成 ・法人の場合は役員全員について作成 ・申請者が未成年者の場合は法定代理人（法人の場合はその役員）について作成
5	浄化槽設備士の調書	様式第４号	浄化槽設備士について、他県の営業所のものも含め作成
6	浄化槽設備士の住民票抄本	添付書類	
7	登記事項証明書	添付書類	法人の場合のみ提出
8	登録申請者の住民票抄本	添付書類	個人の場合のみ提出
9	委任状		・行政書士等の方が代理申請する場合のみ提出

※１）各申請書類の記載方法は、「第３部 記載例」を参照してください。

※２）当該申請書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。

5 登録を受けたあとは

① 標識の掲示

浄化槽工事業者は、営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、下記の標識を公衆の見えやすいところに掲げなければなりません（法第 30 条）。

別記様式第 8 号（第 9 条関係）

浄 化 槽 工 事 業 者 登 録 票		35cm 以上
氏 名 又 は 名 称		25cm 以上
代 表 者 の 氏 名		
登 録 番 号	滋賀県知事（登— ）第 号	
登 録 年 月 日	年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		

備 考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあっては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあっては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

② 帳簿の備付け等

浄化槽工事業者は、請け負った浄化槽工事について 1 件ごとに帳簿を作成し、これを営業所に備えておかなければなりません（法第 31 条）。また、帳簿には下記の書類を添付する必要があります。

なお、帳簿と添付書類は各事業年度の末日で閉鎖し、その後 5 年間保存しなければなりません。

別記様式第 10 号（第 10 条関係）

(A4)

注文者の氏名又は名称	
注 文 者 の 住 所	郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —
施 工 場 所	
着 工 年 月 日 及 び 竣 工 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
工 事 請 負 金 額	
当該工事に係る浄化槽 設備士の氏名及び 免状の交付番号	

【添付書類】処理方式及び処理能力を記載した書面、構造図、仕様書、処理工程図

6 変更届の提出

登録期間中に登録事項に変更があった場合には、変更があった日から 30 日以内に変更事項を届け出る必要があります（法第 25 条第 1 項）。

なお、変更事項に応じて、下記の添付書類が必要になります。

①提出書類

変更届出書〔様式第 7 号〕

②提出部数

2 部（正本及び控え（受付印を押印後返戻します））

③添付書類

下表のとおりです。

変更する登録事項		添 付 書 類
①氏名又は 名称、住所	個 人	・住民票抄本
	法 人	・登記事項証明書
②代表者の氏名（法人の場合）		・登記事項証明書
③営業所の名称 及び所在地	個 人	なし
	法 人	・登記事項証明書（商業登記の変更を必要とする場合のみ）
④役 員	就 任	(1)登記事項証明書 (2)誓約書〔様式第 2 号〕 (3)新たに役員となる方の調書〔様式第 3 号〕
	退 任	・登記事項証明書
	代表者	・登記事項証明書
⑤浄化槽設備士について ・氏名 ・浄槽設備士免状の交付番号		(1)浄化槽設備士の資格を証する書面 ・浄化槽設備士免状の写し ・浄化槽設備士証の写し } いずれか (2)浄化槽設備士の調書〔様式第 4 号〕 (3)住民票抄本
⑥委任状		代理申請の場合

※ 1）当該申請書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。

7 登録の更新

登録の有効期間は 5 年間です。引き続き浄化槽工事業を営む場合には、登録の満了する 30 日前までに、登録更新の申請を行ってください。更新手続きを行わないまま、登録の有効期間を経過した場合、登録は効力を失います（法第 21 条第 2 項）。

なお、提出書類については新規申請の場合と同じです（P. 4 参照）。

8 廃業等の届出

登録期間中、下表のいずれかの事項に該当することになったときは、その日から 30 日以内に浄化槽工事業の廃止の旨を届け出る必要があります（法第 26 条）。様式は任意ですが、変更届出書〔様式第 7 号〕の様式を使用してもかまいません。

なお、廃止の後は浄化槽工事業の営業を行うことはできませんが、廃止前に契約を締結したものに関してはこの限りではありません（法第 28 条第 1 項）。

廃業等の届出事項	届出者
①死亡した場合（個人）	相続人
②法人が合併により消滅した場合	その法人の役員であった者
③法人が破産手続き開始の決定により解散した場合	破産管財人
④法人が合併又は破産手続き開始の決定以外の事由により解散した場合	清算人
⑤登録を受けていた都道府県内で浄化槽工事業を廃止した場合	浄化槽工事業者であった個人 浄化槽工事業者であった法人の役員

※個人事業者が法人化した場合は、個人の廃業届を提出した後、新たに法人として登録する必要があります。

9 建設業許可を取得した場合

登録期間中、新たに建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の 3 種類に限る）を取得したときには、浄化槽工事業の登録は効力を失います（法第 33 条第 4 項）。引き続き浄化槽工事業を営む場合には、新たに特例浄化槽工事業者の届出が必要になります（P.8 参照）。

第2部 特例浄化槽工事業者の届出

1 特例浄化槽工事業者の届出とは

建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の3種類に限る）を受けている建設業者が浄化槽工事業を開始したときは、浄化槽工事業の登録に代えて、特例浄化槽工事業者の届出が必要となります（法第33条第3項）。（申請手数料は不要です。）

この届出は、登録の場合と同様、営業所の有無にかかわらず、実際に浄化槽工事を行う区域を管轄するすべての都道府県に届け出る必要があります。

2 届出の手続き

特例浄化槽工事業者の届出に際しては、下記に示す届出書類を、浄化槽工事業を営もうとする都道府県知事に提出する必要があります（提出部数：2部（正本及び控え。控えは、受付印を押印後、お返しします））。

【提出書類一覧（届出）】

※「第3部 記載例」を参照

	提出書類	様式	備考
1	特例浄化槽工事業者届出書	様式第11号	・「届出者」欄及び「氏名又は名称」欄について、個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を書くこと ・個人の場合で屋号がある場合は「営業所の名称及び所在地」欄に書くこと
2	・建設業許可通知書の写し ・建設業許可証明書	—	いずれか
3	浄化槽設備士 ・浄化槽設備士免状の写し ・浄化槽設備士証の写し	添付書類	・営業所ごとに置かれる浄化槽設備士（各営業所1名）が、浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面
4	浄化槽設備士の調書	様式第4号	浄化槽設備士について、他県の営業所のものも含め作成
5	浄化槽設備士の住民票抄本	添付書類	
6	委任状		・行政書士等の方が代理申請する場合のみ提出

※1）当該提出書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。

※2）届出に対して通知等はお出しません。受付印が押された控えが届出をしたことを証する書面となりますので、大切に保管してください。

3 届出の有効期間

届出の有効期間は、建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の3種類に限る）を得ている期間です。よって、建設業許可を有している限り、一度届出を行えば、改めて届出（変更の届出を除く）をする必要はありません。ただし、**建設業の許可は5年で更新され、許可番号及び許可年月日に変更になりますので、この場合には変更届を提出する必要があります。**

例：（更新前）滋賀県知事許可（般－30）第99999号 平成30年10月1日

（更新後）滋賀県知事許可（般－05）第99999号 令和5年10月1日

4 届出をしたあとは

特例浄化槽工事業者については、浄化槽工事業者と同様の義務が課せられています（法第33条第2項）。したがって、営業所ごとに浄化槽設備士を置かなければならず、浄化槽工事を行うときは、浄化槽設備士に実地に監督させなければなりません。また、標識の掲示及び帳簿の備付け等も、登録を受けた浄化槽工事業者同様に義務づけられています。（詳しい内容はP.5参照）

なお、標識の掲示について、特例浄化槽工事業者は、浄化槽工事業者届出済票（様式第9号）を営業所と浄化槽工事の現場に掲げなければなりません。併せて建設業の許可票も掲示しなければならないことに注意してください。

※浄化槽設備士を置かなければならない営業所とは、浄化槽工事業を営む営業所をいい、建設業法上の許可を受けたすべての営業所が必ずしも浄化槽法上の営業所に該当するわけではありませんので注意してください。

別記様式第9号（第9条関係）

← 35cm 以上 →		↑ 25cm 以上 ↓
浄化槽工事業者届出済票		
氏 名 又 は 名 称		
代 表 者 の 氏 名		
届 出 番 号	滋賀県知事（届－ ）第 号	
届 出 年 月 日	年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		

備 考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあっては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあっては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

5 変更届の提出

届出事項に変更があった場合には、変更があった日から 30 日以内に変更事項を届け出る必要があります（法第 33 条第 3 項）。

①提出書類

変更届出書〔様式第 1 2 号〕

②提出部数

2 部（正本及び控え（写し）（受付印を押印後返戻します））

③添付書類

下表のとおりです。

変 更 す る 事 項	添 付 書 類
①氏名又は名称、住所	なし
②代表者の氏名（法人の場合）	なし
③建設業許可について※ ¹ ・許可番号 ・許可年月日 ・許可業種	・建設業許可通知書の写し ・建設業許可証明書 } いずれか
④営業所の名称及び所在地	なし
⑤浄化槽設備士について ・氏名 ・浄化槽設備士免状の交付番号	(1)浄化槽設備士の資格を証する書面 ・浄化槽設備士免状の写し } いずれか ・浄化槽設備士証の写し (2)浄化槽設備士の調書〔様式第 4 号〕 (3)住民票抄本
⑥委任状	代理申請の場合

※ 1）建設業の許可は 5 年で更新され、許可番号及び許可年月日が変わります。

※ 2）当該申請書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。

6 廃業等の届出

特例浄化槽工事業者が浄化槽工事業を廃止したときは、届出をしている都道府県知事に廃止の旨を届け出る必要があります。様式は任意ですが、変更届出書〔様式第 1 2 号〕の様式を使用してもかまいません。

7 建設業許可を失った場合

建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の 3 種類に限る）のすべてを失った場合で、引き続き浄化槽工事業を営む場合は、従来の届出に代えて、新たに登録を受ける必要がありますので、特例浄化槽工事業者の廃業届を提出し、同時に浄化槽工事業の登録申請を行ってください（P.3 参照）。

第3部 記載例

記載例

様式第1号	浄化槽工事業者登録申請書	・ ・ ・ ・ 12 頁
様式第2号	誓約書	・ ・ ・ ・ 14 頁
様式第3号	工事業者登録申請者の略歴書	・ ・ ・ ・ 15 頁
様式第4号	浄化槽設備士の調書	・ ・ ・ ・ 16 頁
様式第7号	浄化槽工事業者登録事項変更届出書	・ ・ ・ ・ 17 頁
様式第11号	特例浄化槽工事業者届出書	・ ・ ・ ・ 18 頁
様式第12号	特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書	・ ・ ・ ・ 20 頁
様式第8号	浄化槽工事業者登録票（標識）	・ ・ ・ ・ 21 頁
様式第9号	浄化槽工事業者届出済票	・ ・ ・ ・ 22 頁
様式第10号	帳簿	・ ・ ・ ・ 23 頁

記載例

別記様式第1号（第2条関係）

（表面）

浄化槽工事業登録申請書		証紙はり付け欄 (消印してはならない。)	
該当しない方を 二重線で消す	新規・更新	※登録番号	滋賀県知事（登一）第 号
		※登録年月日	年 月 日
この申請書により、浄化槽工事業の登録の申請をします。		※の部分は記載しない	
		年 月 日	
代理申請の場合、申請者欄に連名・押印し、 委任事項がわかる書類（委任状）を提出。		申請者 滋賀県大津市京町四丁目1-1 株式会社 甲乙建設 代表取締役 琵琶湖 太郎	
滋賀県知事 殿			
フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ コウツケンセツ 株式会社 甲乙建設	・法人の場合は会社名 ・個人の場合は本人の氏名（屋号のみは不可）	
住所	郵便番号（520-8577） 滋賀県大津市京町四丁目1-1 電話番号（077）528-4114		
法人にあっては フリガナ 代表者の氏名	ヒロコ タロウ 琵琶湖 太郎	個人の場合は記載不要	
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等			
フリガナ 氏名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏名	役名等（常勤・非常勤）
ヒロコ タロウ 琵琶湖 太郎	代表取締役社長（常勤）		
ナミ ハコ 近江 花子	取締役（常勤）		更新の場合は既に受けている登録番号を記載する。（新規の場合は記載不要）
申請時において既に受けている登録	滋賀県知事（登一〇〇）第△△△号（〇〇年××月××日登録）		

(裏面)

営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及び その者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号			
営 業 所		浄化槽設備士	
フリガナ 名	所 在 地 郵便番号 (-) 電話番号 () -	フリガナ 氏 名	免状の交付番号
ホシヤ 本社	滋賀県大津市京町 四丁目 1 - 1 〒520 - 8577 077 - 528 - 4114	シバ イチロウ 滋賀 一郎	第 9 8 0 0 0 0 0 0 1 号
ネリマシヤ 練馬支社	東京都練馬区〇〇〇〇 〒△△△-●●●●	トウキョウ ジロウ 東京 次郎	第 9 8 0 0 0 0 0 0 2 号
・県内外を問わず、浄化槽工事業を営むすべての営業所について記載する ・個人で屋号がある場合は記載する 「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は対応させて記載する			
他の都道府県知事の登録状況			
登 録 番 号 知事 (登) 第 号		登 録 番 号 知事 (登) 第 号	
東京都知事 (登-〇〇) 第●●●●号 大阪府知事 京都府知事		申請時点で他の都道府県で登録を受けている場合に記載する。 申請中の場合は都道府県名のみ記載する。	

備 考

- ※印のある欄には、記載しないこと。
- 「新規・更新」については、不要のものを消すこと。
- 総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載することとし、「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は、各々対応させて記載すること。

記載例

別記様式第2号（第3条関係）

誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、
浄化槽法第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

令和 ○○ 年 ×× 月 △△ 日

申請者

株式会社 甲乙建設
代表取締役 琵琶湖 太郎

申請者が法人の場合はその代表者。
個人の場合は本人（屋号のみは不可）

滋賀県知事 殿

記載例

別記様式第3号（第3条関係）

申請者が法人の場合は役員全員。

個人の場合は本人または法定代理人について記載する。

工事業登録申請者

法人の役員
~~本人~~
~~法定代理人~~
 法定代理人の役員

の調書

該当しないものを消す

現住所	郵便番号（520-〇〇〇〇） 滋賀県大津市●●●-△△-□□□ 電話番号（077）〇〇〇-〇〇〇〇		
フリガナ氏名	ヒロコ タロ 琵琶湖 太郎	生年月日	昭和〇〇年 ××月 △△日 生
職名	代表取締役社長	最終学歴	〇〇大学工学部卒業
賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		な し	
上記のとおり相違ありません。			
令和〇〇年××月△△日			
氏 名 琵琶湖 太郎			

備考

1 $\left(\begin{array}{l} \text{法人の役員} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員} \end{array} \right)$ については、不要のものを消すこと。

2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「職名」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載を要さない。

3 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

株主等については、署名は不要

記載例

別記様式第4号（第3条関係）

浄化槽設備士の調書

現住所	郵便番号（520-0000） 滋賀県大津市●●●-●-● 電話番号（077）×××-××××		
フリガナ 氏名	シバ イロウ 滋賀 一郎	生年月日	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日 生
営業所名	本 社	最終学歴	□□県立△△工業高校卒業
職 名	設備課長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		な し	
上記のとおり相違ありません。 令和〇〇年××月△△日 氏 名 滋賀 一郎			

備 考

「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

記載例

別記様式第7号（第8条関係）

浄化槽工事業登録事項変更届出書			
この届出書により、次のとおり変更の届出をします。			
「届出者」欄に記載する際は、P12の「申請者」欄を参照のこと。		届出者 令和〇〇年××月△△日 滋賀県大津市京町四丁目1-1 株式会社 甲乙建設 代表取締役 琵琶湖 太郎	
滋賀県知事 殿			
フリガナ 氏名または名称	カブシカイシャ コウオケンセツ 株式会社 甲乙建設		
住 所	郵便番号（520-8577） 滋賀県大津市京町四丁目1-1 電話番号（077）528-4114		
法人にあっては フリガナ 代表者の氏名	ビロコ タロウ 琵琶湖 太郎		
登 録 番 号	滋賀県知事（登-〇〇）第△△△号		
登 録 年 月 日	令和△△年 ●●月●●日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の氏名 （退任と就任）	オミ ハコ 近 江 花 子 取締役 （常勤）	ビロ サブロウ 琵琶 三 郎 取締役 （常勤）	令和〇〇年××月△△日
浄化槽設備士の氏名 （交代）	（本社） シガ イロウ 滋 賀 一 郎	（本社） オミ コロウ 近 江 五 郎	令和〇〇年××月△△日

既に受けている登録番号を記

変更事項が浄化槽設備士である場合には、所属する営業所についても併記する。

変更部分が分かるように、対比させて記載する。

記載例

別記様式第 1 1 号 (第 1 1 条関係)

特例浄化槽工事業者届出書			
記入しない。			
※届出番号	滋賀県知事(届一)第 号	※届出年月日	年 月 日
この届出書により、次のとおり届出をします。 「届出者」欄を記載する際は、 P.1 2 の「申請者」欄を参照。 令和〇〇年××月△△日 滋賀県大津市京町四丁目 1 - 1 株式会社 琵琶湖建設 代表取締役 大津 太郎 届出者 滋賀県知事 殿			
フリガナ 氏名又は名称	カヅシキガイシャ ビワコケンセツ 株式会社 琵琶湖建設	・法人の場合は会社名 ・個人の場合は本人の氏名(屋号のみは不可)	
住 所	郵便番号 (5 2 0 - 8 5 7 7) 滋賀県大津市京町四丁目 1 - 1 電話番号 (0 7 7) 5 2 8 - 4 1 1 4		
法人にあっては フリガナ 代表者の氏名	大津 太郎		
建設業法第 3 条 第 1 項の許可を 受けた建設業、 許可番号及び許 可年月日	許可を受けた建設業	許 可 番 号	許 可 年 月 日
	土木工事業	国土交通大臣 (特-〇〇) 第 1 2 3 4 5 号	令和〇〇年××月●●日
	建築工事業	国土交通大臣 (般-〇〇) 第 1 2 3 4 5 号	令和〇〇年××月●●日
	管工事業	〃	〃
浄化槽工事業を 開始した年月日	令和〇〇年 ××月 ■■日 土木工事業、建築工事業または管工事業のうち許可を取得しているものについて記載する。それ以外の業種については記載不要。		

県内外を問わず、浄化槽工事業を営むすべての営業所について記載。

(裏面)

浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号

営 業 所		浄化槽設備士	
フリガナ 名 称	所 在 地 郵便番号 (-) 電話番号 () -	フリガナ 氏 名	免状の交付番号
ホシヤ 本 社	滋賀県大津市京町 四丁目 1 - 1 〒520 - 8577 077 - 528 - 4114	クサツ イロウ 草津 一郎	第 9 8 0 0 0 0 1 0 0 号
トウキョウシテン 東 京 支 店	東京都□□区○○○ 〒○○○ - ○○○ 電話番号 ()	シンジユク イロウ 新宿 一郎	第 9 8 0 0 0 0 1 0 5 号

・「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は対応させて記載。
・個人で屋号がある場合は記載。

他の都道府県知事への届出状況

届 出 番 号 知事 (届) 第 号	届 出 番 号 知事 (届) 第 号
東京都知事 (届 - △△) 第○○○号 大阪府知事 (届 - △△) 第○○○号 京都府知事 奈良県知事	和歌山県知事

申請時点で他の都道府県に届出をしている場合に記載。
今後届出をしようとしている場合には都道府県名のみ記載。

備 考

- ※印のある欄には、記載しないこと。
- 「浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」欄には、届出をする都道府県の営業所だけでなく、浄化槽工事業を営むすべての営業所について記載することとし、「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は、各々対応させて記載すること。
- 法第 33 条第 4 項及び法附則第 4 条の該当する者については、「浄化槽工事業を開始した年月日」の欄の記載を要しない。

記載例

別記様式第 1 2 号 (第 1 2 条関係)

特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

「届出者」欄に記載する際は、P.12の「申請者」欄を参照。

届出者

令和〇〇年××月△△日
滋賀県大津市京町四丁目1-1
株式会社 琵琶湖建設
代表取締役 大津 太郎

滋賀県知事 殿

フリガナ 氏名又は名称	カバシカ`イシャ ビワコケンセツ 株式会社 琵琶湖建設		
住所	郵便番号 (520-8577) 滋賀県大津市京町四丁目1-1 電話番号 (077) 528-4114		
法人にあっては フリガナ 代表者の氏名	オウ タロウ 大津 太郎		
届出番号	滋賀県知事 (届-△△) 第 〇〇〇 号		
届出年月日	令和〇〇年 ××月 ××日		
建設業法第3条第1項の許可を受けた建設業、許可番号及び許可年月日	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
	土木工事業	国土交通大臣 (特-〇〇) 第 12345 号	令和〇〇年××月△△日
	建築工事業	国土交通大臣 (般-〇〇) 第 12345 号	〃
管工事業	〃	〃	
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
浄化槽設備士 (交代) 許可番号および 許可年月日 (許可の更新)	草津 一郎 (本社) 第 980000100 号	守山 二郎 (本社) 第 980000103 号	令和〇〇年××月●●日
	土木工事業	土木工事業	
	国土交通大臣 (特-30) 第 12345 号	国土交通大臣 (特-〇〇) 第 12345 号	令和〇〇年××月●●日
建築工事業	建築工事業		
管工事業	管工事業		
国土交通大臣 (般-30) 第 12345 号	国土交通大臣 (般-〇〇) 第 12345 号		〃

既に受けている届出
番号を記載

35cm 以上

浄化槽工事業者登録票

氏名又は名称	株式会社 甲乙建設
代表者の氏名	琵琶湖 太郎
登録番号	滋賀県知事（登一〇〇）第 △△△ 号
登録年月日	〇〇年 ××月 ××日
浄化槽設備士の氏名	滋賀 一郎

25cm 以上

備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあっては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、
浄化槽工事の現場に掲げる場合にあっては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

35cm 以上

浄化槽工事業者届出済票

氏名又は名称	株式会社 琵琶湖建設
代表者の氏名	大津 太郎
届出番号	滋賀県知事(届-△△)第 〇〇〇 号
届出年月日	〇〇年 ××月 ××日
浄化槽設備士の氏名	草津 一郎

25cm 以上

備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、
 浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

別記様式第10号（第10条関係）

注文者の氏名又は名称	株式会社 近畿滋賀
注文者の住所	郵便番号（ 5 2 0 — ●●●● ） 滋賀県大津市〇〇 - 〇 - 〇 電話番号（ 0 7 7 ） × × × - △ △ △ △
施工場所	上に同じ
着工年月日及び 竣工年月日	自 令和 〇〇年 ×× 月 △△日 至 令和 〇〇年 ×× 月 △△日
工事請負金額	〇, 〇〇〇, 〇〇〇〇円
当該工事に係る浄化槽 設備士の氏名及び 免状の交付番号	滋 賀 一 郎 / 第 9 8 0 0 0 0 0 0 1 号

第4部 様式集

記載例

様式第1号	浄化槽工事業者登録申請書	・ ・ ・ ・ 25頁
様式第2号	誓約書	・ ・ ・ ・ 27頁
様式第3号	工事業者登録申請者の略歴書	・ ・ ・ ・ 28頁
様式第4号	浄化槽設備士の調書	・ ・ ・ ・ 29頁
様式第7号	浄化槽工事業者登録事項変更届出書	・ ・ ・ ・ 30頁
様式第11号	特例浄化槽工事業者届出書	・ ・ ・ ・ 31頁
様式第12号	特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書	・ ・ ・ ・ 33頁
様式第10号	帳簿	・ ・ ・ ・ 34頁

浄化槽工事業登録申請書		証紙はり付け欄 (消印してはならない。)	
登録の種類	新規・更新	※登録番号	滋賀県知事(登ー)第 号
		※登録年月日	年 月 日
この申請書により、浄化槽工事業の登録の申請をします。 年 月 日 申請者 滋賀県知事 殿			
フリガナ 氏名又は名称			
住所	郵便番号(ー) 電話番号(ー)ー		
法人にあっては フリガナ 代表者の氏名			
役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)を含む。)の氏名及び役名等			
フリガナ 氏名	役名等(常勤・非常勤)	フリガナ 氏名	役名等(常勤・非常勤)
申請時において既に受けている登録			

(裏面)

営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及び その者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号			
営 業 所		浄化槽設備士	
フリガナ 名 称	所 在 地 郵便番号 (-) 電話番号 () -	フリガナ 氏 名	免状の交付番号
他の都道府県知事の登録状況			
登 録 番 号 知事 (登) 第 号		登 録 番 号 知事 (登) 第 号	

備 考

- ※印のある欄には、記載しないこと。
- 「新規・更新」については、不要のものを消すこと。
- 総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。

4 「営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載することとし、「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は、各々対応させて記載すること。

誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、
浄化槽法第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

印

滋賀県知事 殿

別記様式第3号 (第3条関係)

工事業登録申請者

法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員

の調書

現住所	郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —					
フリガナ氏名			生年月日		年 月 日生	
職名			最終学歴			
賞罰	年 月 日		賞 罰 の 内 容			
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名 印						

備考

- 1

1	(	法 人 の 役 員 本 人 法 定 代 理 人	)	については、不要のものを消すこと。
	法定代理人の役員			
- 2 総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者については、「職名」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

別記様式第4号（第3条関係）

浄化槽設備士の調書

現住所	郵便番号（ — ）		
	電話番号（ ） —		
フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日生
営業所名		最終学歴	
職名			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名 印			

備考

「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

別記様式第7号（第8条関係）

浄化槽工事業登録事項変更届出書 この届出書により、次のとおり変更の届出をします。 年 月 日 届出者 滋賀県知事 殿			
フリガナ 氏名または名称			
住 所	郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —		
法人にあっては フリガナ 代表者の氏名			
登 録 番 号	滋賀県知事（登一 ）第 号		
登 録 年 月 日	年 月 日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

別記様式第 1 1 号 (第 1 1 条関係)

特例浄化槽工事業者届出書			
※届出番号	滋賀県知事(届一)第 号	※届出年月日	年 月 日
この届出書により、次のとおり届出をします。 年 月 日 届出者 滋賀県知事 殿			
フリガナ 氏名又は名称			
住 所	郵便番号 (-) 電話番号 () -		
法人にあっては フリガナ 代表者の氏名			
	許可を受けた建設業	許 可 番 号	許 可 年 月 日
建設業法第 3 条 第 1 項の許可を 受けた建設業、 許可番号及び許 可年月日			
浄化槽工事業を 開始した年月日			

(裏面)

浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号			
営 業 所		浄化槽設備士	
フリガナ 名 称	所 在 地 郵便番号 (-) 電話番号 () -	フリガナ 氏 名	免状の交付番号
他の都道府県知事への届出状況			
届 出 番 号 知事 (届) 第 号		届 出 番 号 知事 (届) 第 号	

備 考

1. ※印のある欄には、記載しないこと。
2. 「浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」欄には、届出をする都道府県の営業所だけでなく、浄化槽工事業を営むすべての営業所について記載することとし、「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は、各々対応させて記載すること。
3. 法第33条第4項及び法附則第4条の該当する者については、「浄化槽工事業を開始した年月日」の欄の記載を要しない。

特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

年 月 日

届出者

滋賀県知事 殿

フリガナ 氏名又は名称			
住所	郵便番号 (-) 電話番号 () -		
法人にあっては フリガナ 代表者の氏名			
届出番号	滋賀県知事(届一) 第 号		
届出年月日	年 月 日		
建設業法第 3 条第 1 項の許可を受け た建設業、許可番号 及び許可年月日	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

別記様式第10号（第10条関係）

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —
施工場所	
着工年月日及び 竣工年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
工事請負金額	
当該工事に係る浄化槽 設備士の氏名及び 免状の交付番号	

第5部 罰則について

浄化槽工事業の登録に関し、浄化槽法に違反した場合、下記の罰則が科せられます。

- 1年以下の拘禁刑または150万円以下の罰金
 - ・登録を受けずに浄化槽工事業を営んだ者。
 - ・不正の手段により浄化槽工事業の登録を受けた者。
 - ・登録の取消し、事業停止命令に違反して浄化槽工事業を営んだ者。
- 30万円以下の罰金
 - ・浄化槽工事を行うときに浄化槽設備士が実地監督しなかった場合。（ただし浄化槽設備士が自ら浄化槽工事を行う場合は、この限りでない。）
 - ・営業所ごとに帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者。
- 20万円以下の過料
 - ・登録内容の変更が生じた場合又は廃業することとなった場合において、届出をせず、又は虚偽の届出をした者。
 - ・浄化槽工事業の標識を掲げない者。
 - ・特例浄化槽工事業の開始、変更、廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者。

●浄化槽工事業登録に関するお問い合わせは…

滋賀県 土木交通部 監理課 建設業係
Tel 077-528-4114

●建設業係ホームページ（許可案内・様式ダウンロードなど）

<http://www.pref.shiga.lg.jp/h/d-kanri/kensetsu/top.html>

ホーム > 県政情報 > 県の概要 > 組織案内 > 監理課
> 建設業係ホームページ